令和８年度

自動販売機一般競争入札案内書

入札受付期間

自　令和８年 12 月 14 日(月)

至　令和９年１月８日(金)

伊那市役所 総務部 財政課 管財係
〒396-8617
長野県伊那市下新田 3050 番地
電　話　0265-78-4111　内　線　2163
ＦＡＸ　0265-74-1250

１　一般競争入札する自動販売機の設置場所等

別紙１「R9-12 一般競争入札対象自動販売機一覧（以下「対象機一覧」という)」のとおり。

２　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次のいずれかに該当する者はこの入札に参加することができません。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号から第６号までに規定する暴力団員に該当する者

（３）民法（明治 29 年法律第 89 号）第４条に規定する成年に該当しない者

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

（５）伊那市の市税等を滞納している者（法人の場合は代表者を含む）

３　一般競争入札に付す条件等

（１）契約の概要

本件は、自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借契約とします。

（２）取扱商品の種類及び販売価格

設置する自動販売機において取り扱える商品は、別紙１対象機一覧の「形式」に示すとおりとし、容器については次のとおりとします。なお、いずれもアルコール飲料（ノンアルコール飲料（ノンアルコールビール、ノンアルコールカクテル等アルコール飲料を模したもの）を含む）の取り扱いは禁止します。

ア　取扱商品

（ア）　缶　　缶、ビン等の各種飲料。

（イ）ＰＥＴ　　ペットボトル等で、全商品ねじ込み式の蓋（飲みかけでも飲料をこぼすことが無いよう蓋のできる容器）の各種飲料。

（ウ）カップ類　　紙製又はプラスチック製カップ入りの各種飲料。

イ　販売価格　　標準小売価格以下とします。

（３）貸付条件等

ア　貸付期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの３年間とします（更新なし）。なお、個別の施設の供用期間等は、別紙１対象機一覧のとおりとします。

なお、市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、又は設置事業者が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、貸付契約の変更及び解除をすることがあります。

イ　賃借料

入札によって決定された価格（税抜額）に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額をもって１年間の賃借料とします。ただし、賃貸借

期間中に消費税等の税率が変動した場合は、変動後の税率を適用して、賃借料を計算します。なお、年間の賃借料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入してください。

※賃借料には、電気料金は含みませんが、施設に水道設備のあるカップ類自動販売機の水道料相当額を含むものとします。

ウ　電気料金

自動販売機の運転に必要な電気料金は自動販売機設置事業者の負担とし、賃借料とは別に市の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付してください。

※電気料金は、自動販売機に設置する子メーターの指示値により計測した使用量に施設毎の電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。なお、設置する電気料子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。
電気料金単価＝施設電気料／電気使用量

エ　環境配慮

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種としてください。

オ　禁止事項

（ア）自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸することはできません。

（イ）財産管理者が承諾する場合を除き、自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

カ　自動販売機の設置

（ア）自動販売機は、令和９年４月１日から令和９年４月 16 日までに設置してください。

（イ）設置場所は、別紙２「設置場所案内図」のとおりとしますが、施設の都合により変更する場合があります。自動販売機の設置にあたっては、各施設の管理担当課と打ち合わせをお願いします。

キ　維持管理責任

（ア）設置事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担することとします。

ａ　自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用

ｂ　自動販売機の補修、毀損箇所の修理、付属品の取替え等に要する費用

ｃ　飲料の納入に伴う廃棄物及び使用済み容器の処分費用

（イ）設置した自動販売機に関する利用者等からの苦情については、設置事業者の責任において対応してください。

（ウ）設置事業者は、設置した自動販売機により、市又は第三者に損害が生じた場合は、

責任の所在が設置事業者にないことが明らかな場合を除き、その損害を賠償するものとします。

（エ）自動販売機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し犯罪の防止に努めてください。

（オ）自動販売機を据付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は（社）全国清涼飲料連合会の自販機自主ガイドライン等を遵守し、転倒防止措置を講じてください。

（カ）使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理

a　使用済み容器の回収ボックスは、プラスチック製または金属製とし、投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮してください。

b　回収ボックスからの容器の回収と処理は、設置事業者の責任において行ってください。処理にあたっては、法律または条例の規定に基づき許可を得るなど適切なリサイクルに結びつけ得る業者に委託してください。

また、回収頻度についても、回収ボックスから容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めてください。

なお、回収ボックスに他事業者の容器等が混入していた場合であっても、設置事業者の責任で回収してください。

（キ）市は、自動販売機の管理等が不適切であるときは、設置事業者に対してその改善を要求することができることとし、設置事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとします。

（ク）設置する自動販売機には、販売し管理する会社名又は管理者名を明記してください。

ク　原状回復等

設置事業者は、貸付期間満了により自動販売機を撤去する場合は、各施設の管理担当課と協議の上、貸付期間内に撤去し、原状回復してください。また、契約が解除された場合は、市が指定する期日までに原状回復してください。

なお、設置事業者は、市に対し原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、請求することはできません。

ケ　寄附等

（ア）全連番につき、賃借料とは別に、商品１つあたりの売上につき７円を当市が指定する「（社）伊那市社会福祉協議会」の預金口座へ月単位で振り込むこととしてください。この場合の振込手数料は、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の負担とします。

（イ）「連番 2、3、11、12、13、22、23、32、39、42、45、46、47、48」については、上記（ア）の他に、商品１つあたりの売上につき３円を独立行政法人日本スポーツ振興センターの口座へ月単位で振り込むこととしてください。この場合の振込手数料は、設置事業者の負担とします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの寄附金付き自動販売機設置の流れ等については、別添資料を参照してください。

コ　報告

設置事業者は、設置した自動販売機の商品単価ごとの売上数及び売上額を毎月、市に報告してください。

サ　個別要件

（ア）「連番 9、10、11、14、15、16、18、19、20、31、32、33、37、44、45」は、バリアフリー型の自動販売機としてください。

バリアフリー型の自動販売機とは、硬貨の投入が楽にできるものや、子ども、車イス利用者でも手が届くようなものをいいます。

（イ）「連番 49、50」の自動販売機は、可能であればマイカップが使用できるものとしてください。

（ウ）「連番 6、7、17～22、25～28、35、36、42～48」は、災害対応型自動販売機とします。また、前述以外の自動販売機についても、可能であれば災害対応型自動販売機としてください。

※災害対応型自動販売機は次のとおりとします。

災害発生時において、伊那市が飲料の提供を必要とした場合には、利用者に対し災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償で提供することができる機器とします。

また、災害時に電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機とし、避難者等が災害対応型自動販売機と認識できるよう表示等を工夫してください。

なお、別途伊那市と「災害時における飲料の供給に関する合意書」を締結いただきます。

（エ）「連番 1、3、11、12、45」の施設の供用期間は４月～11 月までです。そのため、12 月～３月は自動販売機による販売ができません。

4　一般競争入札の方法

（１）必要な書類

ア　入札書（様式第１号）　１通

※入札金額は消費税等を含めない税抜金額としてください。

※入札によって決定された価格（税抜額）に消費税等相当額を加えて得た額をもって１年間の賃借料とします。

イ　誓約書（様式第２号）

ウ　印鑑証明書（発行後３ヶ月以内のもの）

（２）質問書の受付及び回答

ア　質問方法　質問書（様式第３号）により、電子メール、又は郵送、又は持参により

提出して下さい。

イ　受付期間　令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月 14 日（月）まで。

ウ　受付時間　午前９時 00 分から午後４時 30 分まで（正午から午後１時までを除く）。
直接お持ちいただく場合、土曜日、日曜日の受付は行いません。また、郵送による場合は、期限までに到達したものを受け付けます。

エ　受付場所等
（ア）電子メール送付先
送付先　zai@inacity.jp
（イ）郵送の場合
送付先　〒396－8617
長野県伊那市下新田 3050 番地
伊那市役所総務部財政課管財係
（ウ）持参する場合
受付場所　伊那市役所総務部財政課（本庁舎５階）

オ　回答
質問書の受付日から３日以内（土曜日、日曜日を除く）に市ホームページ上で質問及び回答を掲載します。

（３）入札書の受付期間等
ア　受付期間　令和８年 12 月 14 日（月）から令和９年１月８日（金）まで。

イ　受付時間　午前９時 00 分から午後４時 30 分まで（正午から午後１時までを除く）。

ウ　提出方法　直接持参（土曜日、日曜日、及び 12 月 29 日から１月３日までの閉庁日は受付を行いません。）若しくは郵送（一般書留又は簡易書留）のいずれかの方法によるものとします。これ以外の方法により提出された入札書等は受け付けません。
いずれの場合も、期限までに到達したものを受け付けます。

エ　受付場所
（ア）持参する場合
受付場所　伊那市役所総務部財政課（本庁舎５階）
（イ）郵送の場合（一般書留又は簡易書留）
送付先　〒396－8617
長野県伊那市下新田 3050 番地

伊那市役所総務部財政課管財係

上記に記載した、質問書の受付場所と同じです。
郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によります。

オ　入札書は、封筒に入れ糊付けにて封をしてください。

カ　封筒には、次の事項を記載してください。
（ア）入札者の住所、商号又は名称
（イ）担当者名及び連絡先（電話番号・メールアドレス）
（ウ）「自動販売機一般競争入札　入札書」と記載。
（エ）グループ番号を記載。

以下の用紙を切り取ってお使いいただくことができます。

令和８年度自動販売機一般競争入札 **入札書**

〒396-8617
伊那市下新田 3050 番地
伊那市役所 総務部 財政課 行

住所	〒
商号 ・名称	
電話	
メール	
グループ番号	
担当	

※入札書は封筒に入れてご提出ください。

（４）一般競争入札における留意事項
ア　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
イ　一度提出した入札書は、書換え、引換え、又は撤回することはできません。
ウ　入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は、

入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができるものとします。

エ　記入誤りや不備があった場合は、入札が無効となることがあります。

オ　入札書は別添様式を使用してください。

カ　複数のグループに入札することができますが、入札書はグループごと別にしてください。また、それぞれ別の封筒へ入れてください。

（５）落札者の決定方法

グループごと対象機一覧の最低落札価格に定める最低落札価格以上で、かつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ引きで落札者を決定します。

（６）開札

ア　開札日時

令和９年１月 12 日（火）午後１時 30 分　※通知等は行いません。

イ　開札場所

長野県伊那市下新田３０５０番地

伊那市役所　502 会議室（本庁舎５階）

ウ　留意事項

（ア）入札者の立ち会いは任意とします。

（イ）市長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

エ　入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

・入札に参加する資格のない者の入札した入札書
・同一グループに対して同一人が入札した２通以上の入札書
・入札参加者が協定して入札した入札書
・金額又は入札人を訂正した入札書
・記名、押印のない入札書
・誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
・前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（７）入札保証金に関する事項

入札保証金は、必要ありません。

（８）異議申し立て

入札を行った者は、入札後に公告、案内書等についての不明を理由とする異議の申し立てはできません。

（９）公表

開札結果は、公表します。公表する内容は、入札物件、落札者の名称、落札金額とし

ます。

(10) 契約の締結等

ア　落札者には、入札が終了した後に契約に必要な書類を郵便等でお送りします。

イ　賃貸借契約は、落札者を決定した旨の通知を受理した日から５日以内に締結しなければなりません。

ウ　期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となります。

エ　契約の締結は、入札書に記載された名義で行います。

担当　伊那市総務部財政課
管財係 池上、矢﨑
電話 0265-78-4111　内線 2163
E-mail　zai@inacity.jp